

「省エネ家電製品等購入支援補助金」について

本市では、省エネ性能に優れた家電等の購入を促進し、電気・ガス等エネルギー価格高騰に起因した市民生活への負担を軽減するとともに、家庭の温室効果ガス排出量削減及びゼロカーボンシティ実現に向けた意識醸成を推進するため、市内に所在する販売店で、省エネ基準を満たす家電等を購入した世帯へ購入額に応じた補助金を交付する事業を実施します。

なお、本事業は、令和4年度に初回実施して以降、今回で4回目の実施となり、これまでの対象品目に加え、新たに「高効率給湯器」を対象に加え実施するものです。

記

1 名 称 省エネ家電製品等購入支援補助金

2 対象品目 エアコン・冷蔵庫・冷凍庫・（新規）高効率給湯器

3 購入対象期間 令和8年3月下旬～9月まで（予定）

4 補助金額 購入金額合計5万円[税抜]ごとに1万円（補助上限額5万円）

- (1) 補助対象経費が25万円以上 5万円
- (2) 補助対象経費が20万円以上 25万円未満 4万円
- (3) 補助対象経費が15万円以上 20万円未満 3万円
- (4) 補助対象経費が10万円以上 15万円未満 2万円
- (5) 補助対象経費が5万円以上 10万円未満 1万円

5 補助対象要件

- (1) 補助金の交付対象製品ごとに別途定める省エネルギー基準を満たす製品であること。
- (2) 市内に所在する店舗又は事業所で購入すること。
- (3) 富士市民が自身の家庭で使用すること（1世帯につき1回が限度）。
- (4) 新品（未使用）であること。
- (5) リース又はレンタルではないこと。

問合せ

環境部環境総務課

電話／0545-55-2902 内線2032

e-mail／ka-kankyousoumu@

div.city.fuji.shizuoka.jp



いただきへの、はじまり 富士市